

横浜地方裁判所委員会（第41回）議事概要

1 日時

令和5年5月16日（火）午後2時30分～午後4時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

民事訴訟手続におけるIT化について

4 出席者

（委員）足立哲、安藤肇、伊集守直、一柳和美、宇都宮大輔、大竹弘樹、櫻井智、佐々木真、塩澤健一、鈴木達也、田辺由美子、中山大行、波多江真史、三品篤、渡邊秀一（五十音順、敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官、刑事首席書記官、事務局長、事務局次長、総務課長、総務課課長補佐

5 議事

(1) 新任委員の紹介

波多江真史委員、大竹弘樹委員、塩澤健一委員（任命順）

(2) 今回のテーマに関する説明等

ア 裁判所によるスライド説明

横浜地方裁判所民事次席書記官から「民事訴訟手続のIT化の概要とスケジュール」を説明

横浜地方裁判所第6民事部判事から「Teamsを利用した各種取組について」を説明

イ 弁護士によるスライド説明

神奈川県弁護士会弁護士から「e裁判で求められる、これからの弁護士」を説明

(3) 意見交換（発言：■委員長○委員◇事務担当者）

○ 私は画像診断を担当しており、医療画像をよく利用しているので、IT化により技術的には比較的クリアにされてきたところもたくさんあるのですが、実際にやるとなかなか難しい問題も生じてきています。コロナ禍でまず導入されたのは、PCRがなく患者さんがコロナかどうかもわからない中で診療をする場合に、病院のほうでもコストを割いて自宅で個人情報が消えた状態でタブレットで医療画像を見られるようになった点は進みました。シームレスに能率よく動けるようになった利点が非常に大きかったのですが、一方でカンファレンスなどでのコアな話し合いはしづらくなつたと感じています。画像は見えやすくクリアになったのに、記憶に残らず、話し合いが深いところまでいかずにいざこざに発展するようになったと感じています。そういった点からすると、裁判所という、より深い話が行われるところで Teams が利用されているというのはかなり驚きました。

■ ありがとうございます。リモートのいいところと対面のいいところがあると思いますが、これから裁判所も使い分けていかなければならないのだらうと思っています。

○ 大学の中で IT 化が進んだ点について整理してみたのですが、コロナがきっかけでかなり進んだところがあります。もちろんそれより前からオンライン化や e ラーニング等が入ってきているのですが、コロナを通じてかなり進展したところもあり、この3年間、学生はなかなか大学に来られない中で大変だったと思いますが、逆に講義はオンラインだけで受けられるようになりました。その中で履修であったり、シラバスであったり、授業自体がオンラインやオンデマンド化し、教員自身も対応しなければならぬので、事務方や教員同士で協力しながら技術を磨いてきました。今年度からは本格的に対面化にかなり戻ってきてはいるのですが、対学生との関係で、ちょっとした時間を見つけて学生とやり取り

をする際に、オンラインを使ってやるというのも一般化していますし、教員同士、事務方とのやり取りもオンライン化でやることが増えてきました。今後進んでいくのが例えば入試をオンラインでやることですが、オンラインで実施することで海外の方も日本に来ないで受験ができるので、海外の学生を集めるのもいいですし、試験をオンラインでやることも進んではいるのですが、一方で AI 化が進む中で、ChatGPT でレポートを書かれた場合にどうするのかといった話題も出てきています。日本語版の ChatGPT であればまだ判別可能かもしれませんが、さらに機能が高まっていった場合、学生が活用していくことは非常に重要だと思いますが、一方で教育の場面で活用するとなれば、どのような活用の仕方があるのかが課題になってくるなど、大学教員の間でも議論を進めています。

別の話になりますが、今回の話を伺って思い出したのが、第 35 回の本委員会の際にも民事訴訟の IT 化が話題で、私もお話を伺ったのですが、その時もデモンストレーションのような形で実演を見せていただきました。あの時よりも今回のほうが準備が進み実装化して活用されていると感じました。裁判に参加する立場として、フェーズ 1、2、3 と分かれていて、一番助かると感じたのはフェーズ 3 の記録の電子化やオンライン提出です。こちらで裁判所へ資料を出す際や、弁護士に提出するときも紙で出し、相手が提出してきたものを紙で受け取るというのは、一つ一つ読むのが非常に面倒ですし整理が大変だった記憶があるので、電子化されると、裁判を利用する人にとっては整理が容易になり、効率化されるのでよいのではないかと感じました。

- ありがとうございます。IT 化とありますが、単に IT に置き換えるだけでなく、より良い司法のために、国民のニーズにこたえて迅速裁判につなげるために取り組みたいと考えています。ChatGPT の裁判での活

用も課題となっていますが、国民の声の中には裁判官による温かみのある裁判が必要ではないかと言ってくれる方もいます。ChatGPT は情報として何を入れるのかが問題になりますし、確率的な処理になってしまうので、人が裁判をする意義は大きいと思います。弁護士相談でもIT化の話が進んでると思いますが、今後、議論が深まっていくものと思います。

入試がオンラインで行うことを検討されているというのは、いろんな方が受けられるメリットがある一方で、会場受験でも問題になりますが、なりすましの問題などが生じそうですね。

- それこそ裁判のIT化の際にも問題になるように、試験を受ける人物が本当に一人だけで受けているのか、手助けをする人がいないかを確認し、受けている部屋の壁にいろいろ情報が貼られていないか等、チェックの仕方や使える場面を限定的にするなど、使い方を考えていかなければならないと思っています。ただ、それを理由にやらないのではなく、やることによっていろんな機会を作ることは大事ではないかという方向性で考えています。
- IT化が進むことで、セキュリティ面で大事なデータを扱うことが多くなってくると思いますが、いろんなメールが入ってくる中で、ランサムウェアのように添付されてきている怪しいメールを開いてしまうと、データを壊されたり、漏洩させられてしまう恐れがあります。例えば「社長から」という表題をつけてメールを社員に送ると、一割くらいの社員が開いてしまいます。社長からのメールだということで、正常な判断ができず慌てて開いてしまうというわけです。そういったメールを送りつける者たちは、いかに開かせるかということを考えているため、裁判所ではそういったメールに適切に対処するために、どのような教育を行っているのでしょうか。

◇（総務課長）

裁判所でも毎年標的型メール攻撃訓練を行っております。それらしいメールを一定数の職員に送り、適切に対処できるかといった訓練を行っていて、毎年職員に対して意識づけを行うようにはしておりますが、やはり一定数の職員が開封してしまうという現状があります。そのようなメールに対する意識をいかに継続していけるかが重要となっていくため、これらの訓練を引き続き行っていく、職員には危機感を継続的に持ってもらうことを重視して取り組んでいるところです。全職員が適切に対処できる状況となれば一番良いのですが、まだそのような状況とはなっていないため、引き続き訓練を続けていく予定です。

■ 私にも送られてくるのですが、かなり巧妙な標題で送られてきています。

○ 我々の取組をご紹介させていただきますと、我々は前提として貸与パソコンでしか業務ができません。このパソコンではメールのブラウザが二種類あり、外部からのメールは特別に用意されたクラウドでしか開くことができません。第一関門として件名や添付ファイルの有無でシャットアウトされ、さらに仮に何かファイルをダウンロードした際もその特別に用意されたクラウドの中でしか開かないので、パソコンには影響が及ばないようになっています。ただ、その仕様だと業務に影響が出てしまうため、本当に必要なファイルは無害化するサーバーを通して、普段使っているサーバーのほうに送るという仕組みとなっています。人間は絶対に間違いを犯すので、まずは物理的におかしなファイルを持ち込まない仕組みとしています。ただ、この仕組みでは本当に必要なファイルなども必ず一度無害化して自分のパソコンに持ち込まなければならないので、若干業務効率に影響はあるのですが、セキュリティのためなら仕方ないことなのかなと思ってやっています。

○ 皆さんのお話を聞いていますと、IT化で一番大事なものはセキュリティなのかなという気がしており、うちでも様々な対策をとってはいるところですが、その都度やるべきことがたくさん指示されてくるので、正直疲れてしまいます。裁判所で訴訟のデジタル化、IT化が進み、フェーズ3までいき、関わる人が増えてくるとそれに伴いリスクも増えると思うのですが、裁判所や弁護士の方はしっかりとした対策を取らと思うのですが、本人の方が裁判にウェブで参加される際には、あらかじめ注意事項や対策は考えられているものなのでしょうか。

■ ありがとうございます。現状、地裁では本人との間で直接ウェブ会議をやるということはしていないため、これからの課題となっていくと思われれます。ただ、いずれ本人との間でもウェブ会議などを利用した裁判手続を開始するような場合には、先ほどお話に出ていたような物理的な防御を施しつつ、ソフト面での注意事項をお知らせして始めるのではないかと考えられます。これからデジタル化に向けて記録の電子化等のために新たなソフトを開発していくこととなるのでセキュリティも大きな課題として最高裁のほうで開発などをして対処していくことになるかと考えています。

○ 家裁の調停などでは、例えば岡山に在住の本人が横浜家裁の調停に参加する場合に、最寄りの岡山家裁の調停室に行き、本人確認をしたうえで参加するなどの手続もあり、一般的なのではないかと思うのですが、セキュリティ対策の関係から地裁で同様の手続は行われないのでしょうか。先ほど本人訴訟ではなりすましなどのリスクがあるといった話も出ましたが、地検では最寄りの区検で取り調べを行うなどの取組例があるやに聞きますが、そのようなことはやらないのでしょうか。

■ ありがとうございます。そのようなことが当庁で行われているかについては情報を持ち合わせていませんが、確かに一番近い裁判所でやれ

ば確実かとも思います。

- 私たちは裁判所と同じように相談業務やコーディネート業務を行うとともに、会見室やロッカーの貸出業務などを行っています。貸出業務等では IT 化はすごくなじむと思うのでできれば進めていきたいのですが、相談業務等で、相談にいらっしゃった方とお話をする中で、その方が何気なく相談している話の中で本当は何を求めているのか、これを私は真のニーズと呼んでいるのですが、これが隠されているケースがとても多いです。この真のニーズと呼ばれるもの、相談をしている中で本当に相談したい事項が隠れているケースというのが相談業務全体の 3 割を占めているとよく言われています。そういった真のニーズを引き出すのは、IT 化やデジタル化の中では無理なのかなと日々感じています。一方で物品の管理などは IT 化にとってもなじむものだと感じているので、家からでも管理できるようになっていけばいいなと思っています。加えてこのコロナ禍で便利になったと思うのは、会議等が Zoom 等を利用して嫌でも家でやらなければならないなくなったので、遠方の方とも身近に話をできるようになりましたし、忙しい人たちが移動の時間をかけないでいろんな意見交換をできるようになったのはとても進歩したと感じました。ただ、会議等で直接集まった際に隣の人と少し雑談をするなどの行為がなくなり、雑談の中から少しヒントをもらえたり、現状を知ることができるようなこともあったので、そういった部分も大切にしながら効率化も進めていきたいと思っています。

- ありがとうございます。おっしゃるとおりであり、IT 化と対面方式のそれぞれの長所短所を踏まえた対応が必要になってくると思います
- 国民の方々にとってのリスク等話題に上がってきていましたが、話題に上がっていない事項として、非弁活動の問題が弁護士会などでは懸念されています。これまでは裁判所に直接出頭して審議をすることでその

問題は限定的だったのですが、これからご本人がご自宅でネットを通じて裁判に参加するとなると、よからぬものが陰にいてやり取りをしていても完全には捕捉できなくなってしまう。それが司法の運用にとってよりよくなるのであればよいと思うのですが、そういったケースというのは大概本人を食い物にすることが多いので、悪い人物が暗躍するとも限りません。その点は最高裁もよくよく検討されているとお聞きしますが、一般の方々の司法の利用については今までそれを防いできたものが IT 化によって後退してしまうと本末転倒かと思っているのでそこは気を付けなければならないかと思います。

- ありがとうございます。たしかに本人確認の問題はよく聞きますが、弁護士の問題もおっしゃるとおりだと思います。

以 上

(4) 次回の予定

ア テーマ

次回「裁判員の対象年齢引下げを受けた法教育のあり方（仮）」

イ 開催日時

次回 令和5年11月29日（水）午後2時半～午後4時半